

宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザを疑う事例 に伴う京都府の対応

発生概要

1 発生農場

宮崎県宮崎郡清武町のブロイラー種鶏場
(12,000羽飼養)

2 経過

1月10日250羽、11日500羽が死亡

簡易検査により、20検体中15検体の陽性を確認

現在、ウイルス分離検査を実施中

3 防疫措置等宮崎県及び農林水産省の対応

家畜伝染病予防法に基づく当該農場の飼養鶏の隔離

周辺農場に対する移動自粛の要請

当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握



京都府の対応

(1月12日)

1 庁内危機管理調整会議の開催

庁内関係課の連絡体制の徹底と情報の共有

2 養鶏農家、関係機関、関係団体への正確な情報提供と宮崎県と関連農家の有無の確認

養鶏農家及び関係者に、発生状況に関する情報提供

3 養鶏農家の異常鶏の有無の確認と予防対策の再度徹底

家畜保健衛生所が千羽以上の飼養農家全戸(86戸)を対象に緊急巡回を実施

市町村を通じて千羽未満(2,027戸)の飼養者に衛生情報を配布

鶏やアヒルを飼っておられる方は以下の 予防対策をとっていただきますようお願いいたします！

予防対策の徹底を！！

- 鶏舎へのウイルス侵入を防ぎましょう -

【防鳥ネット（野鳥対策）】

鶏舎内にスズメなどの野鳥が入らないよう網目が2 cm以下の防鳥ネットをはってください。

【鶏の飲用水の消毒】

鶏には、新鮮な水道水を給与してください。

【消毒の徹底】

鶏舎は清掃と消毒を実施して清潔に保ってください。
(消毒薬は市販の逆性石鹼を200～500倍に希釈して使用します。)
鶏の飼養場所に、外部の人が自由に入れないようにしましょう。

【野生動物による伝播防止】

鶏舎の壊れた箇所は補修し、ネズミやイタチ等の野生動物が侵入しないようにしてください。

飼養されている鶏が複数死亡するなどの異常がありましたら、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。

防疫対策等、不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

京都府山城家畜保健衛生所 (城陽市寺田北山田31の47)	Tel 0774-52-2040
京都府南丹家畜保健衛生所 (南丹市八木町木原北東荘18)	Tel 0771-42-3308
京都府中丹家畜保健衛生所 (福知山市字半田371-2)	Tel 0773-25-1860
京都府丹後家畜保健衛生所 (与謝郡与謝野町字下山田616)	Tel 0772-43-1125

野鳥に関する相談窓口について

野鳥が集団で死亡(5羽以上)しているなど異常な状況がありましたら、死体に直接手を触れずに下記まで連絡してください。

京都府山城広域振興局 農林整備室	Tel 0774-21-3450
京都府南丹広域振興局 農林整備室	Tel 0771-22-0426
京都府中丹広域振興局 農林整備室	Tel 0773-62-2593
京都府丹後広域振興局 農林整備室	Tel 0772-62-4306
京都府林務事務所	Tel 075-451-5724

鶏肉や鶏卵を食べることにより、
ヒトが感染した事例はありません。